

須磨離宮公園における自動販売機による飲料等販売業務委託事業者選定 入札実施要領

1 目的

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「協会」という。）が、須磨離宮公園において神戸市から設置許可を受けた自動販売機による飲料等販売業務の委託事業者（以下「事業者」という。）を入札により選定するため、必要な手続等について定める。

2 募集概要

（１）業務内容

別紙 1「須磨離宮公園における自動販売機による飲料等販売業務の仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（２）自動販売機設置場所、設置台数

神戸市須磨区東須磨 1-1 須磨離宮公園内

設置台数 15 台

詳細は、別紙 3「須磨離宮公園自動販売機位置図」参照

（３）入札対象

①入札に当たっては、別紙 2「自動販売機売上実績及び入札等制約一覧」に示すグループの A、B ごとに行うものとする。

②同一事業者による A、B 両方のグループへの入札を可とする。

（４）設置期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

ただし、契約者甲乙双方異議ないときは、最長令和 10 年 3 月 31 日まで延長できるものとする。

3 入札参加者の資格要件

次の（１）～（５）の要件をすべて満たしていること。

（１）法人格を有すること。

（２）次の①～③のいずれにも該当しない者であること。

① 当該事業に係る契約を締結する能力を有しない。

② 破産者で復権を得ない。

③ 国税又は神戸市税の未納がある。

（３）次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であって、その事実があった後 3 年間経過した者を含む。）であること。

① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

② 落札者が契約を締結すること、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

- ③ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ④ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき。
 - ⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当する者）に該当しないこと。
- (5) 神戸市又は協会の管理する公園において、自動販売機を設置している実績があること。

4 入札から事業者決定までの手続きについて

(1) 入札実施要領の配布

入札参加希望者は、入札実施要領を協会本部総務課（神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2 階）にて入手又は協会のホームページからダウンロードすること。

配布期間は、令和 5 年 2 月 1 日（水曜）より令和 5 年 2 月 28 日（火曜）までとし、協会で入手する場合の受付は、上記期間の土日祝日を除く 9 時～17 時とする。

(2) 入札参加申込

入札参加希望者は、下記の提出書類に必要事項を記入、押印のうえ、

令和 5 年 2 月 28 日（火曜）17 時（必着）までに協会本部総務課（神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2 階）あて**持参又は特定記録郵便**により提出すること。

持参の場合の受付は、**土日祝日を除く 9 時～17 時**とする。

提出書類 各 1 通	① 入札参加申込書兼誓約書（様式 1） （落札後の契約権限のある名義で申し込むこと。印鑑証明書のとおりに記載し、実印を押印すること。） ② 印鑑証明書 ③ 登記事項証明書[履歴事項全部証明書] ④ 国税及び神戸市税の未納がないことの証明書 （②・③・④は令和 4 年 11 月 1 日以降に発行されたものであること。） ⑤ 委任状（様式 2） （代理人による入札及び契約手続きを希望する場合のみ提出。入札参加申込書兼誓約書のとおりに記載し、実印を押印すること。） ⑥ 自動販売機の設置実績（様式任意。設置場所、設置期間について）
-------------------	--

提出書類に不備や不足があった場合は、入札に参加できない場合があるので、提出前に十分に内容の確認を行うこと。なお、提出書類は返却しない。

(3) 質問について

入札参加希望者は、下記のとおり質問を行うことができる。

- ① 受付期間 **令和5年2月8日(水曜)17時まで**
- ② 質問の方法 ファックス、メールにて質問を受け付ける。
様式3により、078-795-5544 あてにFAX送信または、
soumu@kobe-park.or.jp あてにメール送信し質問すること。
- ③ 回 答 **令和5年2月14日(火曜)までに協会ホームページにて回答(予定)。**

(4) 入札及び開札

入札及び開札は下記のとおり行う。

- ① 日 時 **令和5年3月9日(木曜)10時00分より**
- ② 場 所 神戸総合運動公園 管理センター2階会議室
- ③ 要 領
 - ・入札は、入札書(様式4)を当日持参又は郵送することとする。
 - 別紙「郵送による入札について」に詳細を記載しているため確認すること。
 - ・入札は、A、Bグループごとの入札書(様式4)の提出により行う。
 - ・入札後、ただちに開札を行い、落札者を決定する。
 - ・最も高い入札額をもって入札した者を落札者とし、最も高い入札額をもって入札した者が複数あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
 - ・不調となった場合、再入札は行わない。ただし、随意契約手続きを行うことがある。
 - ・同一事業者によるA、B両方のグループの入札を可とする。
 - ・別紙2「自動販売機売上実績及び入札等制約一覧」の内容に留意し入札すること。
- ④ 入札書
 - ・必要事項を記入し、実印(委任する場合は代理人届出印)を押印すること。
 - ・入札額は、算用数字ではっきりと記入すること。
 - ・記載事項を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印(委任する場合は代理人届出印)で訂正印を押印すること。
 - ・入札書の提出は一つの入札につき1通のみとする。
 - ・所定の要件を満たさない、又はその他記載事項の不明瞭な入札書は無効とする。

5 契約について

(1) 契約の締結

落札者は、自動販売機による飲料等販売業務の委託契約を協会と締結する。

(2) 契約期間

令和5年4月1日より令和6年3月31日までとする。

契約期間満了の2か月前までに双方が契約終了の申し出をしない場合は、契約期間満了の日の翌日から起算してさらに一年間契約を更新するものとする。

ただし、令和10年3月31日を限度とする。

(3) 提出書類

落札者は、落札者に決定した後10日以内に下記の書類を提出すること（様式任意）。

- ① 配置図・設置工程表
- ② 設置予定機の仕様書
- ③ 販売予定品目表
- ④ 連絡体制・運営体制

(4) その他注意事項

- ① 落札者の都合により契約締結にいたらなかった場合は、今後5年間、協会が行う自動販売機による飲料等販売業務の委託事業者選定のための入札への参加を認めない。
- ② 契約締結後、この実施要領に違反した場合は、ただちに契約を解除する。
- ③ 事業者の事情による契約解除については、協会の定める手続きにより契約を解除する。
- ④ 神戸市の協会に対する自動販売機を設置する許可がなくなったときは、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行わない。